

議案第98号

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ICカードに記録されている利用可能金額相当額の使用料の還付に関し、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例

福岡市立地区体育施設条例（昭和55年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第6項中「第7条本文」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。